

八六 松崎町年寄御用日記（抄）

（表紙）

「安政三年辰九月吉日

御用日記

町役所」

日記扣

以手紙申入候、然は此度倅壯之進儀、此表御家臣役見

（吹）

習御書を以被仰付、難有仕合ニ奉存候、右風聴可申入、
如斯ニ候、以上、

卯五月廿二日被仰出候、

（目比）

足羽甚治郎殿

又左衛門

以手紙申入候、然は拙者儀、御役向出精相勤候ニ付、
格別之思召を以、此度旧知之内式拾石御返し被仰付、
難有奉存候、右知らせ為可申入、如斯ニ候、

辰正月十日

足羽甚治郎殿

又左衛門

（中略）

御上様今日御先規之通、御家督被為蒙仰候間、左様可
被相心得候、右ニ付相静之儀今日迄ニ候間、可被相心
得候。以上、

（安政三年）

二月廿一日

野口重兵衛殿

延原市兵衛

足羽甚治郎殿

左之趣被仰出候間、可被得其意候、

一武器類引当を以貸借致候向は、たとへ限月相延候とも流し申間敷候、元利銀調達候ハ、早々其品差返し可申事、

左之者伯州一國御追放被仰付候、

生所河村郡松崎町 □野屋久助

(中略)

御用酒直段ニ付御返答

御書奉拝上仕候、先以益御機嫌能被成御勤、目出度御儀ニ奉存候、然は当春御用酒直段之儀、被仰付奉畏候處、此度御内談ニ付御書損し之儀被為仰下、酒屋中一統七分ニ九分都合ニ触直し可致候間、此段一寸御答申上候、先乱筆為可御意、如斯ニ御座候、

辰二月廿三日

野口重兵衛

(森下)

庄藏様

足羽甚治郎

申入候、然は先年御陣屋御出来之砌、町方より御貸入相成り候御銀、人別相分り不申ニ付相分り居候ハ、此人ニ御申越し可給候、右為可申、如斯ニ候、以上、

野口重兵衛殿

又左衛門

足羽甚治郎殿

三月廿一日被仰出候

申入候、然は先達てより申入置候御屋敷小僕之儀、大急々差出し候様申来り候間、取調今日中有無可被申出、御差支之儀ニ付大方ならば罷出候様、取計可被申候、右可為申入、如斯ニ候、

野口重兵衛殿 又左衛門

(日比)

足羽甚次郎殿 左 中

辰七月九日中興寺にて幸助出シ

(中略)

申入候、然は三度徳兵衛致出府候上は申越し――、然ル所御用向有之ニ付、左之通り相廻し候間可被相渡、尤金子入之間大切ニ持参り致し候様、是又可被申付候。右為可申入、早々以上、

七月九日御用状箱一ツ

足羽甚治郎殿 左中

野口重兵衛殿 又左衛門

(中略)

一宗門改

右は四月三日八ッ時宗門改、首尾能相済、役人不

下改野口氏

残、中改足羽氏

一例年之通勝負縄、是迄新・上町、中・田町右勝負縄式組致し候得共、難相成候得共、此度は格別ニ御上

(早速)

様より嚴重之折から候得共、壱組丈ヶ被仰付、催促町内組頭被触渡し申候、

四月廿九日被仰出候、

(中略)

一昨年御借入ニ相成り居候処、七拾兩割御払被遊候、御切手ニて相渡し候得共、正米ニて御払ニ相成り候様、日比様へ御願申候事、

鵜殿藤輔様今日御逝去被成候ニ付、御定式忌服被遊候

間、日数追て被仰出候間、火之元弥念入、諸事物静ニ致し候様被仰出候、

十二月朔日御逝去被成候、

(中略)

左之趣被仰出候間、左様可被相心得候、以上、

十一月廿七日

年頭門松建候儀、家々仕来も可有之候得共、此以後枝松建候様被仰付候事、

(中略)

去卯七月ニ御借入相成り候御銀、御米ニて御渡し相成り候事。俵数百七拾五俵御渡し相成り申候、

右は十二月十七日御請取ニ野口七兵衛罷出候、

(中略)

四月朔日

一上浅津村山根玄藤様、引地村え産人有之候ニ付、藤

(頭)

津村より引地千三郎と申者船度致し帰り候処、城崎通より大あれニ付、船難船致し、玄藤様腰大小見え不申、段々宇野村あまを呼寄候得共、一向相知レ不申候事、

(中略)

一木ノ実油絞り立御趣向被仰付候ニ付、左之木之実相当之直段ニ御買上ケニ相成り、在中最寄江中買を立、右中買買集メ蠟座え相納、近在之分は直ニ当人より相納候ハ、代銀御渡し可被遣、尤自分ニ燈候丈ヶ拵候儀は、被成御免候得共、右木之実在町油屋其外都て商人え相对売払候儀は一切不相成、穂実の通蠟座一手之外堅御差留メ被成候事、

一 福木之実 一 あさかいの実 一 ちさのきの実
一 いぬ山椒ノ実 一 あふら実 一 小からしの実

六月朔日被仰出候、

(中略)

例年之通盆中躍御法度二候間、被得其意、未々迄堅可
被申付候、已上、

七月日

(中略)

借用致し候金子之事

一金貳百兩 巳ノ七月元

一同百兩 同ノ八月元

×三百兩

右は御役所要用ニ付、致借用候処実正也。然ル上は壹
ヶ月壹歩之加利息、当巳ノ十一月利銀返済、来ル午・
未兩年元利無相違返済可致候、右為引宛、当巳ノ秋よ
り未ノ秋迄三ヶ年、御納所米之内別紙之通入置、則皆
済状相渡置候間、時節二至候得は勝手次第直納可被致
候、此以後如何様之義有之候共、此金子之義ニ付、少
しも聊申間敷、仍て一札如件、

(二八五七)

安政四年

前田良輔判

巳ノ七月

近藤才右衛門判

足羽清兵衛殿

伊藤善十郎殿

覚

一本米拾三石

河村郡中興寺村ニて

当巳ノ十一月利金引当

来ル午十一月半金

一本米百六拾四石

元入利金共御差別引当

内

本米八拾石

右同郡別所村

同 八拾四石

同 中尾村

×

一本米百五拾石

来ル未ノ十一月残金

元利御差引引当

内

本米八拾石

同郡別所村

同 七拾石

同 中尾村

右は金三百兩御借入御差別引宛入置候間、其節々請取
可被申候、以上、

安政四年

巳ノ七月日

(中略)

例年之通、水祝御法度二候間、末々迄堅可被申付候、
旦又左義長之儀、最前被仰出通二候間、末々迄堅可被
申付候、已上、

十二月晦日被仰出候、